

成年後見制度の利用を考えるとき



頼れる親族がいない、いても将来が不安…

身寄りがない、いても遠方で連絡をとっていない。将来希望する生活ができるか不安がある。また、親が亡くなったり、病気になった場合、障害のある子どもが安心して生活するためには、どうしたらよいか、悩んでいる。

福祉サービスや医療サービスの手続き・契約が心配…

ヘルパー、デイサービスの利用や入所の手続き・契約などを、本人だけで決めるのは難しそうだ。また、将来、介護保険や病院での手続きができるか不安がある。



銀行や保険の手続きが心配、金銭管理が難しい…

預貯金の引出し、通帳や印鑑の保管、保険の受け取りができない。また、水道光熱費や医療費、介護サービス利用料などの支払いを忘れて、上手くできない。自分ですることが難しい。

お金のトラブルがある、またはその恐れがある…

自宅で一人暮らしをしており、悪質な訪問販売にあたり、不要な契約をしてしまうのではないかと、何かの保証人になってしまうのではないかと、心配である。身内や知人が預金を勝手に引出してお金の管理をしている。



成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって、判断能力が十分でない方に対して、成年後見人等が財産や権利を守るなど、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、①法定後見制度と②任意後見制度があります。

① 法定後見制度

判断能力が不十分な方が、家庭裁判所に申立を行い、成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」があり、成年後見人等は「財産管理」「身上保護」の業務を行います。

② 任意後見制度

現在は判断能力があるが、将来、判断能力が低下した場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

相談窓口は裏面をチェック！

成年後見制度の相談はこちらへ

和気町では、成年後見制度利用促進の中核機関を和気町役場介護福祉課に設置しています。
権利擁護の地域連携ネットワークにおける中核的な役割を担い、下記の機能を整備し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

成年後見制度中核機関の業務

① 広報・啓発

- ◆ パンフレット、ガイドブックの配布
- ◆ 制度の説明
- ◆ 入門講座、出前講座、研修会の開催
- ◆ 広報誌、ホームページでの紹介

② 相 談

- ◆ 本人、家族からの相談(随時)
- ◆ 支援者からの相談(随時)
- ◆ 専門機関の紹介
- ◆ 専門相談会の開催

③ 利用促進

- ◆ 利用に関する手続き支援
- ◆ 専門機関の紹介
- ◆ 適切な後見人候補者の調整・推薦
- ◆ 身寄りのない方等の申立(町長申立)

④ 後見人支援

- ◆ 親族後見人等の相談
- ◆ 権利擁護支援チームへの支援
- ◆ 後見報酬の助成

和気町成年後見サポートセンター（和気町役場介護福祉課内）

〒709-0495 和気郡和気町尺所555番地(和気町役場本庁舎1階)

電 話 0869-92-9778

F A X 0869-92-0121

メール kaigo@town.wake.lg.jp

